

幕末期肥後における〈藩是〉確立とその意味

呉 永台

はじめに

本稿は幕末期における肥後細川家の政治動向を、文久元年(一八六一)十二月から同二年四月までに限定し、尊攘論の高揚と藩政府の〈藩是〉確定とを中心に分析しようとするものである。

幕末期において諸藩の政治運動が本格化したのは文久期に入ってからである。その背景には、公武対立の発生による政治上の混沌がもたらした既存秩序の動揺がある。全国政治への参加を実現した長州や薩摩を始めとする諸藩同様、肥後が国事周旋に乗り出したのも文久年間のことであった。当時、各大名家は中央政局との関わりを深めていくなかであって、自藩の政治方針を拳藩一致の下で定めておく必要があった。肥後藩政府が文久二年四月に〈藩是〉を決定したのも、またその一例である。幕末期肥後の政治運動の前提はこの〈藩是〉確立によって整った。

戦前以来の幕末維新期の政治に関する研究は主に薩長に注目してきた¹。戦後に限定するなら、明治維新史研究を先導した遠山茂樹『明治維新』(岩波書店、一九五一年)などマルクス主義史観に基づいたものから、天皇原理と「公議」原理とをキーワードに中央政局を緻密に考察した高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(吉川弘文館、二〇〇七年)など最近の成果に至るまで、膨大な研究蓄積が存在する²。

他方、既存研究の分析対象の偏りを指摘しつつ幕末維新期の巨大な政治変動を統一的・総体的に解明しようとする動向も現れた。一九八〇年代以降、朝廷・幕府・諸藩に注目しながら薩長中心の視点を乗り越えようという研究が行なわれ、今日に至っている。例えば、宮地正人³や原口清⁴の研究は、国家史の観点を取り入れつつ諸勢力を政治主体として捉えたことで注目され、その後、朝廷・幕府・諸藩を取り上げるそれぞれの研究が本格化する契機となった。特に原口の場合、国是樹立運動およびその挫折過程の分析のなかで薩長以外の諸藩の存在を重視し、諸藩研究の活発化を誘発した要因の一つとなった。

ところが、これまでの諸藩研究は個別事例を紹介した面では多くの知識を提供してきたが、それが幕末維新史の全体とどう総体的に結びつくのかは強く意識されてこなかったとされている⁵。そこでこの問題を解決するための前提として、江戸時代の日本は連邦国家であったことを考慮する必要性を強調したい。例えば、三谷博によると、近世日本は「二人の君主と二百数十

の小国家群からなる双頭・連邦の政治体制」をなしていた⁶。現に、幕末期において有志大名、特に国持大名⁷はそれぞれ独立性を保ちながら、他藩との関係のなかで連合や提携を模索していた。文久期以降の中央政治は、諸侯（隠居・当主・世子）の間の直接対面や書簡または使者の往来など活発な相互関係のなかで展開していったのである。

既存の諸藩研究では、個々の大名が朝廷・幕府・薩長など有力な政治勢力にどれほど注目されたか、あるいは中央政局で如何に「主体性」を持って一定の役割を果たしたかという視点に立っていたため、諸藩間の連合や提携（あるいは競争）の側面には目が向けられなかったのではないだろうか。薩長以外の諸藩を分析対象とすることは、連邦国家が中央集権国家へと変わっていく幕末維新期の政治過程を理解する一つの手掛かりとなりうると思う。以上の問題意識を踏まえた上、本稿は、諸藩間の相互作用の意義を意識しつつ、個別の政治主体としての大名家の立場を〈藩是〉という概念を通じて明らかにすることを目的とする。

藩是という言葉は、史料用語ではなく、本来なら当時の史料に即して国是と呼ぶべきであろうが、大名「国家」の国是を日本国家の国是と区別するために、便宜上、藩是として通用されている。本稿でもそれに従うことにする。幕末維新史における藩是については、長州のいわゆる「藩是三大綱領」を通じてよく知られている。しかし、その概念が学界のなかで一致しているとは言いがたい。そういう状況のなか、宮下和幸による定義は注目に値する。宮下は、「藩が政治運動を展開する上で根本となる政治指標、いわば藩にとっての最高政治意思を藩是とし、藩是に基づいて策定された具体的な計画や主張といった政策や理論を「藩論」と定義」している。大名家の抽象的な政治意思を藩是とし、具体的な政治運動などの上位概念として捉えたところにその特徴がある⁸。

本稿では、先行研究の成果を参考にした上で、藩是の概念を幕末政治史の全体に位置付けることをより強く意識して次のように定義したい。つまり、〈藩是〉とは、〈全国政治と自藩との関係を表明した政治方針〉である。日本の政治秩序が崩壊しつつあるなかで、藩内で政争が起り、藩政府はそれを収拾し団結性を高めるため、自藩の政治的力量を考慮した上、全国政治のあるべき姿を家中に掲げた。幕末にはかなりの藩で〈藩是〉の制定が試みられていた。

以下、第一章では、肥後の置かれていた政治状況について藩政府と勤王党との関係を軸に明らかにし、第二章では、藩政府の自己認識や秩序回復への構想について〈藩是〉の内容に照らして考察する。そして最後に薩長以外の諸藩研究から期待される意義を展望してみたい。

一 肥後尊攘論

1 尊攘論の高揚

文久元年以来、肥後に尊攘論が高まった。藩政府が中央政局に関して態度表明を迫られるようになった背景の一つには、藩内における尊攘論の高揚があった。

肥後勤王党は、魚住源治兵衛・永鳥三平・宮部鼎蔵・轟木武兵衛・河上彦斎を始めその大半が国学者林桜園の門下であり、嘉永・安政年間には長州藩の吉田松陰とも交流していた。一方、横井小楠を中心とする藩政改革派の実学党ともペリー来航時に情報を共有するなど関係を持っていたが、小楠が開国論に転換すると袂を分かち、尊攘論を固持していった⁹。

そうしたなか、肥後勤王党が中央政局に対し強い関心を注ぐようになったのは、文久元年十二月であった。十二月二日、清河八郎・安積五郎・伊牟田尚平の三人が玉名郡安楽寺の医師松村大成の宅を訪れたのがきっかけである。その以前の同年正月、議奏中山忠能の家臣田中河内介は久留米の真木和泉や岡の小河一敏と会談するなど九州一帯で勤王遊説を行った際、肥後にも立寄っている。彼は数日間に亘り松村宅に滞留しながら肥後勤王党と国事について議論を交わし、後日を期すように約して京都へと帰った。こうした経緯から清河ら三人が河内介の書簡を携えて松村を訪ねることとなった¹⁰。

松村大成は「もっとも早く志士の活動に投じた」人物の一人で、勤王党同志を物心両面から支えた後援者でもあった¹¹。松村と中山忠能の関係は、安政六年以来のものである。『松村大成永鳥三平両先生伝』は、松村が安政六年、「多年の主張を叙述して復古論一編を草し之を天朝に上り且堂上の諸公卿を動かさんと」、自ら上京し中山忠能に謁見したという。そして、「此の上京が中山卿と松村家否肥後の志士との間に連携をつくる一機縁となった。先生一家の勤王も之より中央に認められ志士往来の一因をなした」と説明している¹²。

河内介は清河に託した松村宛書簡で、「天下之形勢も追々不堪感慨事のみ、歎息之至ニ御座候」と現状への懸念を示し、「勤王之一大策」について「御相談御高説」を求めた。そして、その策略の詳細を清河らから聞き取るようにと記した¹³。清河らが明かした「勤王一大策」の詳細は、轟木の以下の覚書から確認できる。

関東方ニテ不容易企有之、既ニ主上之御身之上ニ御艱厄差逼居候間、臣子之情分、高枕安臥致シ候時節ニ無之、右ニ付天下有志之輩来春桜之時ニ至り闕下ニ馳集、九条殿下[関白九条尚忠]並酒井若州[京都所司代酒井忠義]ヲ奉誅、主上倒懸之御災を奉救筈候段内々相嘶、依而九州有志之面々致合従馳登候筈ニ而、最早薩州・筑前等申談相整居候間、諸侯方

ニハ追付、雅陽宮様〔後の中川宮親王〕ヨリ令旨被差下候筈之段、密々申聞候由¹⁴

清河らは、幕府の横暴により天皇の帝位が危ぶまれるに立ち至ったと認識した有志らが決起する意志を固めたと述べた。さらに、実行時期や要人暗殺計画も練っていると伝えた。九州の有志も結合して京都に登り尊王決起に一翼を担わねばならないと力説し、すでに薩摩・筑前には密議が整ったとして肥後勤王党に決断を迫ったのである。

ところが、幕府が天皇の廃位を企てているとの主張は事実とは符合しないものであった。幕府は公武対立が深まることを防ぐため、朝廷尊崇の姿勢をみせながら、天皇の権威を借りて失墜した武威を挽回しようとしていた¹⁵。清河らの言説には各地の知識人や尊攘論者を煽動しようという意図が秘められていたと考えられる。

清河らの主張について、宮部鼎蔵は「壮年之者之悦候処ニ而、彼等浮浪輩、軽挙妄動之説、足信不申」¹⁶と、一切信用しなかった。他のメンバーの多くも同様の対応をみせた。結局、清河らは肥後勤王党を見限り、同月二十九日、肥後を去ってしまう¹⁷。

清河らの来訪を通じて尊王運動の動向に接した肥後勤王党は、自分たちの目で天下の大勢を把握する必要性を悟った。翌年の文久二年正月四日、宮部と松村深蔵（松村大成の長男）の二人が、実状を調べるため上京の途に就く¹⁸。

二人は滞京中、田中河内介や中山忠能・忠愛父子と会談し、京都の情勢が清河らの話より切迫していると判断した。そこで、尊王運動に積極的に参加することを決める。京都に澎湃と湧き起っていた尊王主義の気運が彼らの決意を促したのであろう。二人は二十二日に河内介を通じて、中山忠愛から「今度、右之者共、上京之趣意、赤心之程感入候。報国之企、此時ニ可有之候間、速帰国、同心相結、愈義挙決断可有之」¹⁹との旨を伝えられた。同志の結束を図り勤王の「義挙」に出るよう求められたのである。二人は二月上旬に帰国し、それを同志に報告した。宮部は、「主上者御幽閉ヨリ甚鋪眼前不可諱御儀ニモ可被為及御模様」と説いた²⁰。それ以降、肥後勤王党は藩政府に建白書を提出するなど尊王運動の実現に向けて動き出した。

2 肥後勤王党の主張

肥後勤王党は宮部・松村の帰国後、尊王運動の趣旨などを家老に建議し、藩政府に働きかけを行なった。ここでは三月中に提出された建白書²¹を挙げ、その主張を検討する。この長文の建白書は「同志者惣代魚住源次兵衛」の名で提出されただけに、個々人の意見を越えた肥後勤王党の唱えた尊攘論の核心部分が提示されていたとみてよいだろう²²。

同建白書について、後藤是山は、「魚住の建白書は、諸藩に鬱勃たる勤王思想の中に在つて、

肥後藩が如何なる位置に立ち、また如何なる態度を持してゐたかを知ると同時に、肥後の勤王の志士が、其の間如何に苦心焦慮してゐたかを、最も明白正直に話つて居る」²³と評価している。しかし、肝心の史料解釈には及んでいない。他に、森田誠一や『新熊本市史』も同史料を取り上げているが、立ち入った分析はなされていない²⁴。以下、幕末期肥後の政治動向を語るにあたってこの建白書の持つ重要性を指摘した先行研究の慧眼を認めた上で、詳しい分析を試みたい。

建白書は、まず自分たちが勤王運動への参加を決意した経緯を記す。清河らの訪問が触媒となって宮部・松村の上京が決定し、京都探索の結果をもとに情勢の深刻さに懸念を抱くようになったと述べた。続いて、諸藩の動向を記している。それは、二月以来、長州の来原良蔵や薩摩の有馬新七らと交流した際の情報に基づいたものであった。つまり、薩摩・長州・肥前は既に「義挙之覚悟」を固めている。また、尾州・土州・筑前・石州・因州・桑名・仙台・阿波なども「義挙之風説」があり、それは「肥薩長之三藩之模様を押而相考候得者、大略相違茂有之間敷奉存」という。「義挙」への参加が時代の大勢であることを藩政府に認識させようとした意図が読み取れる。そして、「右之條々委曲所々ニ建言仕置候得共、于今何之御模様も相見不申、誠ニ悲憤ニ堪不申候」、「御為筋申出候者を徒黨之様ニ申成し、却而墻塹を相構相對不致を以今日之得策と被致候向も有之候」と、事勿れ主義をもって自己保全を図る藩政府の消極的な反応がもどかしいと述べた。

こういう情勢のなかで肥後が他藩からどのように看做されているのかを示し、藩政府に覚醒を求めた。

方今、天下有志之諸大名より御当藩を概見仕居候所者、癸丑以降之御処置を根とし、彦根藩純粹之御同意と奉存候趣ニ而、肥後人と申候得者、幕府之間牒同様ニ見成候而、壺人も其国情を明し其内実を語り候者無之、薩藩え參候有志之面々、御当所を通行仕候者、宛も敵国を経過いたし候様之思ひをなし候様子ニ御座候。私共右等之事情一々見聞仕、慨嘆憤怒ニ堪不申候。御当藩之義ハ、決而右様之御真情ニ而は無之段、反復丁寧論弁いたし候而も、未其事跡相見不申候付、燦然と疑心相解候様ニハ無之候得共、此節丈之事情者相明し候様ニ成行候折柄、此度右等之諸大名奉勅意候期ニ至、御当藩よりハ御旗一流も御出し無御座候而は、弥以、初彦根藩御同意之御廟議と概見可仕も難計候。左候得者、第一天朝え之御大義を被遊御闕、且ハ天下之悪ミを被為受、四方敵国と罷成候而ハ如何可被遊御処置候哉。私共疾痛慘怛、不顧身命苦心仕候処者、此儀ニ而御座候。如何ニ国富兵強天下無双之御藩とハ乍奉申、八達之御国柄ニ四面敵を被為受、永久独立之御廟算、如何可被為在候

哉。且御名義被遊御闕候而は、乍恐御国家之御存亡、此時と奉存候。実ニ臣子之情分、以死殉国之秋と決心仕候。

ここには、肥後に「幕府之間牒同様」という嫌疑が掛かっている現状への焦燥や苦悩が如実に現れている。肥後に対する諸藩の酷評が実際に一般的であったかどうかはともかく、肥後勤王党がそれを深刻に受け止めていた事実は重要であろう。彼らの持つ危機感は尋常ではなかった。現状を打ち破らない限り、肥後が四面楚歌の孤立（「独立」）状態に追い込まれることは避けえないと見ていたのである。そこで、「御国家御存亡、此時と奉存候」とまで唱え、藩政府の安易な対応に警鐘を鳴らした。敢えて最悪の結果を予想して藩政府に事前責任を追及したのである。

こういう現状認識の下で、建白書は朝廷や諸藩に肥後の「真情」を示すためには「御当家より義を挙げられ、上ハ奉宸宸襟、下は天下蒼生の苦を救たまはんこそ、乍恐至当なるべき儀と奉存候」と勤王の行動を起す必要性を力説した。同様の主張は他の箇所からも確認できる。つまり、「勤王ハ列藩ニのみ致させ、御当国よりハ、一人も義徒無之候而は、事成、乱平之后、何之面目ありて天下之人ニ面を合せ可申哉」と。肥後勤王党は藩兵を尊王運動に巻き込むために藩政府を突き上げようとしたことがわかる。

現に彼らは一貫して藩兵の京都派遣を求めていた。薩摩の島津久光による率兵上京はそれに緊迫性を増した。久光は三月十六日に鹿児島を出発し、二十三日には肥後川尻町で止宿している。三月二十一日、魚住源次兵衛・今村乙五郎・宮部鼎蔵は、家老長岡佐渡章之に面会し、久光出府の目的は「御上京ニ而帝都御守衛」にあると述べたあと、「此節、速ニ京都へ御人数被差登、勤王之御処置有御座度、左様無之候ハ、同志之面々申合亡命いたし、帝都へ馳上り、銘々勤王之志を遂候」と圧力をかけた²⁵。また、翌日の二十二日には、佐々淳次郎・山田十郎らが家老長岡監物是豪に対し、藩主弟二人のうち一人、あるいは備頭一人の上京を要望した。さらに、参勤交代から帰国中の藩主細川慶順の到着を待っては、久光上京という緊急事態への対応に遅れをとることになりかねず、藩兵上京のみでも決定してほしいと要求した²⁶。

さて、建白書は次いで朝廷・幕府・諸藩の関係を以下のように述べる。

元和以来今ニ至迄、嘗て幕府をさして君上と称候儀は全く無之、乃幕府も諸大名も官位ハ同く天朝より叙任候儀をもつて見候而も、君臣にあらざる儀は明白に相分候。幕府は武家之棟梁と唱申候通ニ而、たとへば天朝ハ父母、幕府列藩ハ兄弟之続の如きものニ御座候而、是迄ハ大兄より父母之意を奉行仕居候所、此節ハ右大兄の臣僕、白刃を以父母ニ差付居候

形勢に異なる事なく、然るニ、二男三男共、兄之臣僕が所為ハ即兄之意ニ可有之とて、父母を如何様に致し候ても無為方と致傍観居候条理は無之、身を以て其間を押隔、右之白刃を差向居候臣僕等を撲倒し、左候而、先、父母の危急を救、左候而、右之所為は兄之意趣ニ候哉否糺明ニ及び、兄之意ニ無之候ハ、幾回も父母ニハ過を謝し、兄ニは致規諫候而、父子之恩をそこなはず、兄弟之義を失ひ不申社、急務にて可有御座候。

江戸時代に徳川政権は「公儀」と称されてきた²⁷。しかしここでは「幕府」と呼んでおり、その伝統から逸脱している。将軍と大名との主従関係は、「天朝」の権威の前で相対化された。朝廷の権威の根拠として官位叙任権の所在を提示している。近世日本に武家官位の執奏権は将軍が独占しており、大名の官位は徳川家からの恩恵として意識されていた。しかし、制度上、将軍も大名と同じく天皇から官位を与えられることになっていたため、天皇との関係からすれば、将軍は大名と同じく「王臣」・「朝臣」として同列に位置付けられる可能性を孕んでいた²⁸。そうした可能性が表面化し始めたのは、十八世紀後半以来であったが、さらに顕然化したのは、まさにこの時期であったといえる。当時の尊攘論一般における日本国家の政治秩序の捉え方が肥後勤王党にも深く浸透していたことがうかがえる。

このように朝廷を国家の頂点に置く観念を示した上、朝廷・幕府・諸藩を家族関係に譬えている。つまり、「天朝ハ父母、幕府列藩ハ兄弟之統の如きもの」である。幕府と諸藩を兄弟になぞらえたことにより、徳川家と大名との主従関係の当為性が退けられた。朝廷（「父母」）と幕府（「大兄」）との間に不和を招いたのは、「大兄之臣僕」すなわち大老井伊直弼ら幕閣の失態が原因である。とはいえ、臣僕を従える地位にある「大兄」の責任を免除するわけにはいかない。諸藩（「二男三男」）が幕府（「大兄」）を「糺明」することが正当化されているのである。

続いて建白書は、藩政府に「御国是」を定めるよう促す。

此節、天朝之御趣意、決而幕府を御追討之儀ニ無之、内ニしては姦邪之臣僕を誅し、外にては夷狄を征伐したまひ、萬民之患難を被遊御救候儀に候段者、確實ニ承取申候事ニ御座候。右之御趣意を被遊御遵奉、御国是一定之基本を被為成御建立候様。若不然して唯々幕府え御報恩と而已申候而は、萬一朝敵之名を被為受候様ニ成行候而者、天下正義之悪ミを被遊御受、何方ニ而御報恩被為出来候哉、誠不堪慘怛次第奉存候。右之通ニ候得者、御報恩ニ無益のみならず、御国家之御傾覆を被為招候訳ニ而、実ニ被為对御先靈様於御孝道も如何之御儀と重畳奉懸念候。

天皇の意思は内憂外患の現状を打開し日本を危機から救い出すところにある。そうした叡慮に従って「御国是」を立てるべきである。叡慮に背き、幕府擁護の立場を固持するならば「朝敵」の汚名を被り、幕府への「御報恩」はおろか細川家の存立そのものがあやぶまれる。ここでも最悪の事態を想定する論法を使っていることが目立つ。ここで「御国是」の決定を求めたことは、藩政府に決断を迫る最終通告でもあったといえる。藩政府はこれにより、相当な政治的負担を背負わされることになった。

建白書は最後に「一体不易之御国是」を決定するよう繰り返し要求したあと、以下のように決然とした態度を示す。

若此節御遅緩之儀ニ被遊御治定候ハ、報国尽忠之輩、不顧御国典、一己々々之赤心を相
尽し候様にも成行、水府之故轍を踏ニ至候而ハ、実ニ御国御珍瘁之基とも奉存候間、何卒
私共建言之筋深御憐察被成下、片時も速ニ被遊御英断被下候様重畳以死奉至願候。

水戸の先例²⁹を持ち出し、自分らの要求が受け入れられない場合には出奔・脱藩に訴えると、はっきりと脅迫したのである。藩内の尊攘熱は内紛を引き起しかねないところまで立ち至っていた。

二 〈藩是〉確立へ

1 藩政府の政治方針の模索

勤王党による度重なる建議を受けてきた藩政府は、三月下旬、それまでの微温的な態度を改め、政治方針の確定に向けて積極的に取り組んでいく。

三月二十二日、長岡監物は藩兵の京都派遣を要求する勤王党に対し、兵士を大阪に臨時駐屯させる案を持ち出した。ただ、それは個人の意見であり、重臣会議で取り上げられるかどうかは心許ないとも述べた³⁰。

その翌日、一門・家老・中老・奉行・用人らは長岡佐渡宅に集まり、藩兵派遣の是非を議論した³¹。この重臣会議の様態を伝える史料をみると、判断に窮する「佐渡列」の家老側と慎重論を唱える「才右衛門列」が登場する。ここで登場する「才右衛門列」とは「才右衛門・新兵衛・新助・熊助」の同役であると記されているが、役職が特定できるような記録は管見の限り見当たらない。佐渡に意見を求められた才右衛門らは、以下のような趣旨を示した。

惣而御国政之儀ハ、公義³²御法度ニ応し被立置候儀ニ而、毎度御発駕前於御前被仰渡候儀は、第一ニ公義御法度相守候様との旨ニ御座候[え]は、公辺より御差図無之内、如何様不慮之儀有之候共、御人数等被差出候杯と申儀相済可申様茂無之候ニ付、其趣を以、源次兵衛列えは得斗相論、左候而も聞入不申候ハ、御着座御日晷茂不被為有候間、何事茂奉伺尊慮候上、思召ニ随ひ可申との儀申聞、猶豫為致置候而者何程ニ有之候哉と佐渡列え申向候処³³、

藩主が参勤交代の出立前に藩政にかかわる問題は「公義御法度」に基づいて対応するよう命じたこと³⁴、「公義御法度」は幕府の許可なく藩兵を動かすことを禁じていることを根拠として、勤王党への説諭に当たるべきである。それでも鎮静しない場合は、藩主帰国を待って最終判断を仰ぐ。才右衛門らの意見は如何にも正論であった。

これに対し、佐渡らは「至当之説」と認めながらも勤王党がそれを承知する見込みはないだろうとして再び下問した。才右衛門らは返答に困りつつ、勤王党が脱藩に走る事態が生じないよう何らかの「手当」を取らねばならないと述べるだけであった。結局、会議は翌朝まで続いたものの、結論を出せずに終了してしまっただけであった。

そうしたなか、三月二十六日、重臣らと藩主弟の長岡澄之助・良之助³⁵は、勤王党の魚住ら呼び出して論じ、尊攘熱を鎮めようとした³⁶。二十八日にも、澄之助・良之助は住江・魚住らを藩主別業で引見している。軽輩に身分不相応の待遇が施されたことになる。にもかかわらず、勤王党の藩士らは説得に応じようとしなかった。

それを受け、藩政府はやがて勤王党の圧力をかわす処置を取る。藩兵の大坂駐屯を決定したのである。肥後はペリー来航時の嘉永六年六月に幕府から武蔵国本牧の警備を命じられたのをはじめとして、同年十一月以降、長州と共に相州湾浦賀の警備を担当していた³⁷。折から翌月に藩兵交代のため出立することになっていた西山大衛³⁸組に急遽大坂駐屯が命じられた。

其方組共引揚、此許被差立候儀は、今度薩州島津和泉殿[久光]出府付而、風説之趣有之候付、表分は大坂御蔵屋敷警衛之為、暫彼地え相滞候振合ニ相心得、其内ニは沼田勘解由も可致着坂候間、諸事申談、京地之模様、且大坂滞留中之都合は、彼地詰御目附渡辺善右衛門可被申談候。

一、右和泉殿、伏見滞留之様子ニ付、其内、万々一京地異変起、諸藩より御人数等罷登候程之時宜ニ茂至候ハ、心得之儀は委細及演達候通ニ付、精々勘解由申談、御国之御瑕瑾ニ不相成様之覚悟、肝要ニ候事³⁹

これを決定した経緯を示す記録は管見の限り確認できないが、藩主留守中のなか藩政を取り仕切る立場にあった家老長岡佐渡・長岡監物の責任のもとでなされたことは間違いない。西山組を大坂蔵屋敷に滞留させる理由は、鳥津久光の率兵上京による不安な情勢に備えるためであるとされている。しかし実際は、勤王党の藩政府への不満に対するガス抜き作業としての性格が強かったと思われる。藩兵を勤王運動に巻き込もうとした勤王党は、一応この処置に納得した。西山組は三月二十九日、大坂に向けて出発した⁴⁰。

一方、藩政府は中央政治の動向を把握することにより出す。三月二十六日、御留守居大頭沼田勘解由延裕に以下の命令が下された。

於天朝者、往古より君臣之名分燦然たる儀申迄も無之、引統、公衆者武家之棟梁職を被任、万事被重候内、此方様え者別而御鴻恩之義茂有之候処、近年関東之御処置違候ニ付而者、殊之外宸襟を被惱候趣ニ有之、間ニ者不穩唱茂相聞、四方之外夷、皇国を窺候折柄、萬一内乱を醸候体之儀有之候而者、大切至極ニ付、此節京都え別段御使者を被差登、現実之御模様、具ニ御窺之上、叡慮之旨御尤之御儀ハ悉ク被奉畏、関東え御涯分丈被仰上、猶於関東無余儀事情茂被為在候ハ、是又京都え被仰上、干戈ニ不及、宸襟奉安、至当之御政道を被得、人心茂致安堵候様、上下一致之御力を可被尽候事⁴¹。

沼田への上京命令は、まさに特別（「別段」）な処置であった。平時であれば京都や大坂詰の役人に情報探索を命じれば、それで済む⁴²。しかし、尊攘論の高揚や中央政局の不穏な情勢は藩政府に特段の措置を迫り、藩政府の方針を明確に定め、国許の役人にこれを体して京都周旋に当たらせることとなったのである。

注目すべきは、幕府・朝廷と肥後の関係や今後の政治運動における基本構想を明記した部分で徳川政権を公儀として認定していることである。こういう認識は勤王党のそれとは相反するものである。この点は、藩兵大坂駐屯の決定が勤王党の主張に賛同した上でなされたものではなかったことを示唆する。つまり、藩政府は勤王党と異なる認識を持っていながらも、目下の混乱を鎮めるために「公義御法度」に触れない範囲で藩兵を展開するぎりぎりの解決策を立てたのである。

さて、沼田への命令書に記された政治方針は、翌月三日確定の〈藩是〉に殆どそのまま採用されることとなる。次にその過程を検討しよう。

2 〈藩是〉の確立

四月一日、藩主細川慶順が熊本に到着した。それ以前、慶順は藩兵の大坂駐屯について報告されると、それを直ちに取り止めさせた⁴³。帰国途中で京都情勢に接した慶順は、藩兵が尊王運動に巻き込まれることを恐れたものと思われる。藩主から事後承認を得ようとした家老らの計画は見事に外れた。

四月二日、慶順は、留守中に「人気動揺」が起きたのは「上之軽きより之儀」が原因であるとして重臣らを叱責した。勤王党への対応に過失があったと判断したのである。それを受け、一門をはじめ家老・奉行衆は謹慎を申し出、「差控」の処分を科された⁴⁴。これで、藩兵運用をめぐる意見の不一致は、藩主が最終的な決定権を行使し責任者を処罰することで解消した。

同日、慶順は自分の「従来之本意」を次のように表明した。

京都は勿論、江戸え奉対、弓矢を向候存念無之、国家ニ替候而茂、東西え致忠節、天下之事、至当ニ帰し候様取扱度、従来之本意ニ候事⁴⁵。

肥後（「国家」）を挙げて朝廷と幕府に「忠節」を尽す旨が示された。こういう認識は勤王党の認識とは相いれないものである。一方、重臣らが三月二十六日に沼田に伝えた政治方針とその主意が一致している。

四月三日、国許家老・中老連署の書簡が在府家老に送られた⁴⁶。勤王党の建白、西山組大坂駐屯問題、沼田への上京命令、藩主による「従来之本意」の表明など、その間の一連の出来事を知らせたあと、以下のように記している。

猶々御国惣躰之御覚悟筋、再々応評議を凝候上、尊慮之御旨も被為在積り、別紙之通相究、東西とも右之御趣意を以諸事御取扱無之候而者難相成、是又為御心得差遣申候。

藩政府は「評議」を重ね、藩主の裁可を得た上、「御国惣躰之御覚悟筋」つまり〈藩是〉を確定した。それは拳藩一致で厳守すべきものであった。以下、「別紙」の全文を引用する。

天朝者太古より萬代不朽之御寶祚ニ而、六十餘州悉其臣民たる儀申迄茂無之、且又公義者武家之棟梁職を被任置、三代將軍ニ至、諸大名御取扱之御規格致一變候後者、猶更萬事被重候儀勿論と申内、此方様え者別而御鴻恩之御譯茂有之候処、近年公義之御処置筋付而者、宸襟を被為悩候風説有之、間二者不穩唱茂相聞、方今四方之夷賊、皇国を相窺候折柄、萬

一内乱を醸候躰之儀有之候而者、則彼が所欲ニ而、大患無申計候付、乍恐天朝公義之御模様、具ニ御窺之上、叡慮之御旨尤之御儀者悉被奉畏、公義え御涯分丈被仰上、猶於公義無御餘儀御事情被為在候御事者、是又天朝え被奉奏、皇國中干戈ニ不及、叡慮台意を被奉安、東西御合躰ニ而、人心安堵いたし、至当之御政道被行候様、御国家ニ被為替候而茂、御力を被遊御尽候儀、天朝公義え之御忠節と被思召上候事。

まずは、「天朝」・「公義」という言葉について考えてみたい。言うまでもなく、政治は言語を媒介として行われる。言語は政治思想を反映するだけでなく、ものの考え方を既定し、また思考の枠組みをも決定する。ある対象を指し示す言葉の裏面には、それと関係性を持つほかの対象の存在が想定される。「天朝」と「公義」とは互いの存在なくして意味をなさないものであって、そこには近世日本の二つの中心に対する肥後の認識が端的に表れていたといえる。

江戸時代に京都にある天皇を中心とする政治組織は、「禁裏」「禁中」と呼ばれることが一般的であった。ところが、ここでは「天朝」という語を使っている。安政五年の条約勅許問題以来、天皇・朝廷の政治的地位は高まった。藩政府はそれを受け、朝廷を日本全体の象徴的統合の軸として認めたのである⁴⁷。

一方、もう一つの中心である徳川家を「公義」と称している。公儀という語は、江戸時代に徳川政権による日本統治の正当性を表す言葉として広く共用されたものである⁴⁸。安政五年政変や井伊直弼暗殺事件などで徳川政権は威信を喪失し、徳川家を中心とする既存の政治秩序には動揺が生じた。その過程で「公儀」は「幕府」、「公儀御役人様」は「幕吏」などと呼ばれることが多くなってきた。その「幕府」という語には、徳川政権は朝廷の下位に立つ「覇府」にすぎないという意味が含まれていた⁴⁹。しかし、肥後にとり徳川政権は相変わらず公儀としてある。つまり、日本の政治問題に関する最高決定権の所在を徳川政権に求めているのである。

こういう認識の下で、「公義之御処置筋付而者、宸襟を被為惱候風説」が乱舞し、「夷賊」が日本を虎視眈々と狙っている現状にあって、肥後は如何に立ち向かおうとしたのか。また、現状打開のために如何に自分の政治力を発揮しようとしたのか。それらの問いに対する答えとして「天朝公義え之御忠節」が提示された。これは、混迷する日本の政治を「至当之御政道」へと導き、「叡慮・台意を被奉安」ための肥後の政治方針であった。ここで注目すべきは、「天朝」と「公義」が共に「忠節」の対象として挙げられている点である。レトリック上、両者は同義語であった⁵⁰。「忠節」の対象として同じ次元で扱われているのである。肥後勤王党が徳川家と大名との主従関係を天皇の権威の前で相対化していたのと異なって、藩政府は「公義」への「忠節」を掲げ、徳川家に対する距離感の変化を認めなかったことが読み取れる。こういう認識の

背景には、將軍から「御鴻恩」を受けてきたという徳川恩顧の大名としての自己認識があった。

ここで肥後の〈藩是〉を他藩のそれと比較してみよう。まず長州の場合を紹介する。周知のように、長州は安政五年五月、「藩是三大綱領」たるものを定めた⁵¹。その内容は、「朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖宗へ孝道」というものである。「忠節」の対象は天皇・朝廷に限られており、徳川政権を「幕府」と称しながらそれへの「信義」を掲げている。つまりここでは、幕府と距離を置くだけでなく、幕府が「義」に反した場合には関係を解除することもできるという意味表明を示してさえいるのである⁵²。肥後の〈藩是〉が示す認識との大きな相違が認められよう。

次に、因州と比べよう。安政五年十月一五日、藩主池田慶徳は「御意」なるものを諭告した。そこには、「皇朝幕府及祖宗エ忠孝」という〈藩是〉が示されている⁵³。「皇朝」という言葉を用いることで肥後や長州同様、朝廷への尊崇を明確に表している。一方、徳川政権は公儀ではなく「幕府」とされている。とはいえ、「幕府」は「皇朝」と共に「忠」の対象となっており、徳川家に対する主従関係を否定していないことがうかがえる。このように因州における〈藩是〉の内容は、肥後とも長州とも異なるものであった⁵⁴。

さて、肥後の〈藩是〉に戻ろう。公武周旋の方法について、肥後は「東西御合躰」を実現するため、公武の中に入って両方の意見を仲介すると述べている。つまり、「天朝」には奏上、「公義」には建言を行うのである。具体的には、「公義」に「叡慮之御旨、尤之御儀」を「御涯分丈」建言し、「天朝」に「於公義、無御餘儀御事情」を奏上することである。公武の間でバランスの取れた周旋を試みようとする姿勢を示しつつ、大名たる身分（「涯分」）を守りながら「公義」へ建言をなすという表現には、將軍との主従関係を犯さないという「忠節」意識が読み取れる。これは、勤王党が藩政府を巻き込んで義挙に加勢することによって現状打開を試みた動きと相反するものであった。

〈藩是〉を記した国許書簡は、四月十八日、江戸に到着し、在府家中にも周知された。これで、文久期以降における肥後の政治運動の基本が成立したといえる。

最後に、〈藩是〉確立にあたり勤王党の意見が排除されたことの含意について指摘しておきたい。既述のとおり、藩政府が〈藩是〉を定めるに至ったのは、勤王党の突き上げがきっかけとなっていた。肥後勤王党は、薩摩において誠忠組が島津久光の率兵上京を誘発したことと似通った役割を果たしたことになる⁵⁵。ところが、肥後の場合は、長州や薩摩とは異なって、尊攘論を唱える家臣が藩主や重臣に圧力を掛けはしたものの自藩の政治運動に多大な影響を与えることはなかった。既存の重臣層が依然として藩政を牛耳り続けたのである⁵⁶。これは、肥後の〈藩是〉と共に藩政府の今後の政治行動を規定する一要因となっていく。

おわりに

本稿では、文久元年十二月から同二年四月にかけて、肥後における尊攘論の高揚と、それへの対応に追われた藩政府が「天朝公義え之御忠節」という〈藩是〉を定めるに至る過程を追究し、その意味について論じた。そのなかで、〈藩是〉については長州や因州を、藩政府と尊攘論者との関係については薩摩を取り上げ、若干の比較を試みた。これを踏まえ、今後の課題および展望を二点提示して本稿を結びたい。

第一点目は、幕末期肥後の具体的な政治行動のありようを、文久二年四月に成立した初期条件と関連付けて考察することである。〈藩是〉決定以後、他藩との政治交渉や藩主およびそれに準ずる者が上京し中央政局で政治運動を行う際、藩政府は如何に〈藩是〉の内容を再確認し、それをもって自藩の政治行動を正当化していったのか、あるいは〈藩是〉の内容に変化はあったのかなどを解明することである。また、〈藩是〉の確定過程から排除された尊攘論者の存在が藩政府の政治運動に与えた影響を明らかにすることも課題として挙げられる。

第二は、肥後のケースを諸藩のそれと比較することである。すなわち、各藩における〈藩是〉の確定過程や内容に注目し、それが諸藩の政治行動に如何なる相違点や類似点をもたらしたかを分析することである。これは、藩内における分裂の有無のほか、朝廷・幕府に対する認識、殊に幕府に対する認識の変化が、各藩の政治運動において如何なる多様性をもたらし、幕末維新期の政治全体に如何なる影響を与えたのかを解明することであり、当該期における諸藩の政治動向を総合的に理解する手掛かりになるだろう。また、薩長以外の諸藩を広く比較考察するならば、薩長中心に記述されてきた既存の歴史像を相対化し、より複眼的な視点で幕末政治史を理解することにもつながると考える。

¹ 薩長中心の幕末維新史観の形成には官製維新史の編纂が大きな影響を与えた。代表的な書物として、文部省維新史料編纂事務局の『維新史』（全六冊、明治書院、一九三九～一九四一年）が挙げられる。三谷博「維新政治史の研究——文部省『維新史』まで」明治維新史研究会編『講座明治維新 12 明治維新史研究の諸潮流』有志舎、二〇一八年。

² 史学史を概観した近年の論考として、青山忠正「明治維新の史学史——「絶対主義」と「変革主体」（『歴史評論』五八九、一九九九年）、友田昌宏「幕末政治史研究の現状と課題」（『歴史評論』六一九、二〇〇七年）、高木不二「幕末政治の研究史から——私的総括と見えてくる課題——」（明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』有志舎、二〇一一年）、奈良勝司「明治維新論の現状と課題」（『歴史評論』八一二号、二〇一七年）など。

³ 宮地正人「幕末過渡期国家論」（同『天皇制の政治史的研究』、校倉書房、一九八一年）。

⁴ 原口清「近代天皇制成立の政治的背景——幕末中央政局の基本的動向に関する一考察」（遠山茂樹編『近代天皇制の成立』、岩波書店、一九八七年）。

⁵ 諸藩研究の成果と課題については、宮下和幸『加賀藩の明治維新』有波舎、二〇一九年、七～一〇頁を参照した。

⁶ 三谷博『維新史再考』NHK出版、二〇一七年、まえがき。三谷は、近世の日本社会を「複合国家」として捉え、次のように説明している。

近世の日本には、「公儀」と「禁裏」という二つの中心があり、「公儀」のまわりに二六〇あまりの大名が連合するという複合的な構造をもっていた。その基本単位は大名の政治組織、当時使われた言葉では「国家」であって、その領域は全国の石高の約四分の三を占めていた。徳川「公儀」の支配したのは、その残りである。大名は「公儀」から「領国」の統治をほとんど全面的に委任され、家臣団の編成、立法、徴税、裁判、民政一般などを自分で処理していた。領内には大名から独立した権力はなく、寺院や神社はその支配を受け入れる限りで存在を許され、領内の住民は大名の「家中」として統治を担う武士たちと被支配者である「地下」（庶民）とに二分されていた（三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史 十九世紀編』東京大学出版会、二〇〇九年、第三章）。

なお、かつて「近世複合国家論」を主張した水林彪は、「もしもこの近世複合国家という見方にたたなければ、幕末において、「将軍家」という一個の『家』が倒潰したにもかかわらず、何故に他の諸『家』は存続しえたのか（いわゆる「朝藩体制」の成立）、近代の単一国家が形成されるために、何故に版籍奉還から廃藩置県にいたる一連の国制改革が必要であったのかという問題が理解しがたいものとなる」（水林彪「近世の法と国制研究序説（二）」『国家学会雑誌』第九十巻第五・六号、一九七七年、二～三頁）と指摘している。

⁷ 次の記述は、幕末維新时期における国持大名の政治的立場を簡潔に説明している。「幕末政局に大きな発言力を持ったのは、周知のごとく、薩長土肥に代表される西南地方の外様国持大名や、水戸・越前等の親藩国持大名たちであった。すなわち、国持大名は『雄藩』として、幕末期の政治史において中心的役割を果たす、あるいは果たすべきものとみられていたのであり、それは一般の譜代大名等にはない、国持大名に固有の対外的条件であった」（稲葉継陽ほか編『日本近世の領国地域社会』吉川弘文館、二〇一五年、七頁）。ちなみに、主な国持大名として前田家・島津家・伊達家・細川家・黒田家・浅野家・毛利・鍋島家・藤堂家・鳥池田家・岡山池田・蜂須賀家・有馬家・佐竹家・山内家・上杉家など、国持格として宇和島伊達家・立花家などがあげられる。なお、江戸時代における国持大名の成立と政治的性格については、笠谷和比古『「国持大名」論考』（『武家政治の源流と展開』清文堂出版、二〇一一年）を参考。

⁸ 前掲宮下『加賀藩の明治維新』、二二～二三頁。ただ、宮下による藩是と藩論の関係に対する図式的な説明には同意しがたい。藩是はその抽象性ゆえ、個別藩において言説として繰り返される（あるいは読み替えられる）ことによって規制力を持つようになる。近代国家における憲法のようなものとは異なる。また、藩是が藩論・藩議などを一方的に規制するばかりでなく、藩論・藩議などがその当為性を主張する際に藩是を援用する場合もありうる。両者は緊張関係をなしていたと言える。なお、両者の幕末政治における歴史的展開については、肥後の事例を以って別稿で考察したい。

⁹ 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩——特に明治維新への参加をめぐる——」（大久保利謙監修『九州文化論集三 明治維新と九州』平凡社、一九七三年）、二一八～二二〇頁。渡辺京二『神風連とその時代』（洋泉社、二〇一一年）、一三四～一四一頁。

¹⁰ 後藤是山『肥後の勤王』（矢貴書店、一九四三年）、一～四頁。新熊本市史編纂委員会編集『新熊本市史通史編 近世一』（熊本市、一九九三年）、三五二頁。前掲森田「幕末・維新时期における肥後熊本藩」、二二七頁。

¹¹ 前掲渡辺『神風連とその時代』、一六三頁。下田曲水編『近代肥後人物史』上巻（稲本報徳会、一九二五年）は、「幕末に於ける肥後勤王党の長老」（三四三頁）と評価している。

- ¹² 熊本県教育会玉名郡支会編『松村大成永鳥三平両先生伝』（熊本県教育会玉名郡支会、一九三五年）、三五～三六頁。
- ¹³ 細川家編纂所編『改訂肥後藩國事史料』第二巻（復刻版、鳳文書院、一九九〇年）、八三八～八三九頁。同史料の書引用においては、『国事史料』と記し巻数を付する。
- ¹⁴ 『国事史料』二、八四二～八四三頁。本稿における引用史料の表記は、原文に従い統一していない。旧字体や異体字、変体仮名等は適宜改めた箇所がある。引用史料中の句読点、[]・傍線はいずれも引用者による。
- ¹⁵ 当時幕府は、「公武一和の象徴」として和宮降嫁を推進し、天皇より許諾を得ていた（青山忠正『明治維新』、吉川弘文館、二〇一二年、七〇～七二頁）。
- ¹⁶ 『国事史料』二、八四七頁。
- ¹⁷ 前掲後藤『肥後の勤王』一五頁。
- ¹⁸ 『国事史料』二、八五三～八五四頁。
- ¹⁹ 『国事史料』二、八六八～八六九頁。
- ²⁰ 『国事史料』二、八七五頁。
- ²¹ 全文は、『国事史料』二、九〇五～九〇九頁、前掲後藤『肥後の勤王』四〇～四七頁。本稿での引用は『国事史料』による。
- ²² 当初は、「七八十人連名」で提出する予定であったが、「餘り大勢名前二而差出候而者、強訴之躰ニモ相聞不穩間」として、「源次兵衛一名ニテ筋々相達」することにした（『国事史料』二、九〇一頁）。なお、魚住が総代を任されたことには、同志のなかで二番目に高い家格が影響したと思われる。森田誠一は、「そもそも、勤王党は住江甚兵衛の千石（番頭）、魚住源次兵衛の三百石（鉄砲頭）を除くと概して下士層が多かった」（前掲森田『幕末・維新时期における肥後熊本藩』、二二〇頁）と説明している。
- ²³ 前掲後藤『肥後の勤王』、四九～五〇頁。
- ²⁴ 前掲森田『幕末・維新时期における肥後熊本藩』、二二七～二二八頁。『新熊本市史 通史編 近世一』、三五四頁。
- ²⁵ 『国事史料』二、八九五頁。
- ²⁶ 『国事史料』二、九〇一頁。
- ²⁷ 渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、一九九七年）。同『日本政治思想史』（東京大学出版会、二〇一〇年）。
- ²⁸ 藤田覚「近世後期の武家官位と天皇」（『国史談話会雑誌』三八、一九九七年）。
- ²⁹ 当時、水戸では門閥派と改革派の対立による内訌状態が続いていた。その間、万延元年には、脱藩浪士が大老井伊直弼を暗殺する「櫻田門外の変」を起こしている。
- ³⁰ 『国事史料』二、九〇一～九〇二頁。
- ³¹ 『国事史料』二、八九五～八九六頁。
- ³² もともと「公儀」と記したのが江戸時代の一般的な用法であるが、肥後の諸史料には「公義」となっている。本稿では同じ意味として捉える。
- ³³ 『国事史料』二、八九六頁。
- ³⁴ 藩主慶順は、「万事如江戸之法度、於国々所々可遵行之事」という武家諸法度（二十一条）の遵守義務を家中に命じたものと思われる。『御当家令条』（石井良助編・校訂『近世法制史料叢書』第二巻、創文社、一九五九年）。
- ³⁵ 肥後細川家の庶子の名乗り方は次のようであった。「凡そ藩の法として嫡嗣のみ独細川氏を冒し、その余の公子は皆長岡氏を襲がしむ。これ長岡は山城の地名にして、遠祖藤孝の氏たりしが故なり」（長岡護孝編輯『長岡雲海公傳』長岡護孝個人出版、一九一四年、二頁）。ちなみに、世襲家老の松井・米田・有吉の三家も長岡姓を許された。

- ³⁶ 『国事史料』二、九二七頁。
- ³⁷ 『新熊本市史 通史編 近世一』五四三～五四九頁。
- ³⁸ 西山大衛は千百石の番頭。なお、肥後の軍事機構については、鎌田浩『熊本藩の法と政治』創文社、一九九八年を参照。
- ³⁹ 『国事史料』二、九二二頁。
- ⁴⁰ 『国事史料』二、九二七頁。
- ⁴¹ 『国事史料』二、九一三～九一四頁。
- ⁴² 肥後の京都・大坂詰については、『新熊本市史 通史編 近世一』五一九～五二一頁。
- ⁴³ 『国事史料』二、九二七頁。
- ⁴⁴ 『国事史料』二、九二六頁。「御家老衆引入知せ状写／拙者儀、京都表之儀ニ付、種々唱之儀有之、人氣動揺之萌および候処、取鎮届兼、相州交替之御人数引揚差立等、不被為叶思召御沙汰之趣、重疊奉恐入候。依之、自身伺被受置候との趣ニ御座候。／右之趣ニ而、御一門御家老御奉行衆、四月二日ノ差控ニ相成、日数七日終而御免之由」。
- ⁴⁵ 『国事史料』二、九二六頁。
- ⁴⁶ 『国事史料』二、九二七～九二八頁。
- ⁴⁷ 本稿の考察範囲から逸脱するが、幕末日本における「天朝」概念を東アジア史・世界史のなかで位置付けることも可能であろう。檀上寛『天下と天朝の中国史』岩波新書、二〇一六年。岡本隆司『君主号の世界史』新潮社、二〇一九年。
- ⁴⁸ たとえば、大名の家訓・遺訓は、徳川家を「公儀」と称していた。小澤富夫編集・校訂『武家家訓・遺訓集成』ペリカン社、1998年。
- ⁴⁹ 前掲渡辺『日本政治思想史』、六一頁。三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版社、一九九七年、三四七頁の注(一〇)。なお、青山忠正による次の指摘にも注目すべきである。「一八五〇-六〇年代の朝廷・幕府・藩とは、全国の政治を運営する必要上、それぞれの対象を天子との関係性を基準として呼び分けるため、生まれてきた言葉であり、厳密に言えば一般化した時点でそれ自体が言説であった」(青山忠正「総論 幕末政治と社会変動——その捉え方と言説の自覚について——」『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年、六頁)。
- ⁵⁰ 佐藤信夫『レトリック認識』講談社学術文庫、一九九二年。
- ⁵¹ 末松謙澄編『修訂防長回天史』上巻(柏書房、一九八〇年)、一五二～一五三頁。
- ⁵² 小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』(校倉書房、一九九三年)第六章の第二節を参照。
- ⁵³ 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記』一卷(鳥取県立博物館、一九八七年)、七三〇～七三一頁。藤澤匡樹「幕末期鳥取藩の内訌とその政治的意味」(二〇〇九年度東京大学大学院修士論文)は、「この論告は学校改革を論じる中で、万一の際に朝廷・幕府・先祖への忠孝を立てることをその究極的な目標として設定」したものであると指摘し、「鳥取藩安政五年藩是」と称している(一一～一二頁)。
- ⁵⁴ ちなみに、本稿における〈藩是〉に当たる事柄を表現している平戸の史料を紹介しておきたい。藩主松浦詮は文久二年十一月二十一日、議奏中山忠能に宛てた書簡で次のように述べている。「陳者、近年薩州長州其外諸大藩の上京、或ハ家来等迄出候。御用之品、如何之事共御座候哉、屹度相分兼、特に不穩時運御座候得ば、万一天朝幕府え奉対、忠勤之手後れ相成候而ハ、祖先え対し候而も、申訳無御座候義ニ而、誠に痛心罷在候。就而者、外ならぬ御間柄候間、乍憚心得と可相成候義ハ、被仰知被下置候様奉願候」(松浦伯爵家編修所編『松浦詮伯伝』一、松浦伯爵家編修所、一九三〇年、二二三頁)。これについて、藤野保は「すでに天皇に対する「忠勤」が主張されているが、なお「天朝・幕府」への「忠勤」という形で、同一次元で扱われ意識されていることは、この段階での詮の尊攘思想を理解するうえにおいて重要である」と指摘している(藤野保「幕末の藩政治と維新への対応形態」藤野保編『九州と明治維新(I)』国書刊行会、一九八五年、三五九頁)。

⁵⁵ 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）。

⁵⁶ なお、肥後勤王党は、文久二年十月、急進派と穏健派に分裂することになる。その背景には、勤王運動の時期や方法、藩政府の政治方針に対する認識をめぐる対立があった。前掲森田「幕末・維新时期における肥後熊本藩」二三一頁。

[付記] 本稿は公益財団法人日韓文化交流基金二〇一八年度フェローシップによる研究成果の一部である。

막말기 히고의 〈번시〉 확립과 그 의미

오영태

본고에서는 막말기 히고(肥後)의 정치동향을 분큐(文久) 1년(1861) 12월부터 동 3년 4월까지로 한정하여 존왕양이론의 고양과 번정부의 〈번시(藩是)〉 확정을 중심으로 분석했다.

막말기에 제번의 정치운동이 본격화한 것은 분큐기 이후였다. 중앙정치에서 발언권을 높여 나간 초슈(長州)와 사츠마(薩摩)를 비롯한 제번과 마찬가지로 히고가 중앙정국에 뛰어든 것도 이 시기였다. 당시 각 번은 중앙정국과의 관계를 심화하는 과정에서 번의 정치방침을 거번일치 하에 확립할 필요가 있었다. 히고의 경우 분큐 2년 4월에 〈번시〉가 결정됨으로써 막말기 정치운동의 초기조건이 갖춰졌다고 볼 수 있다.

번시라는 개념의 정의를 둘러싸고 학계에 일치된 합의는 존재하지 않는다. 본고에서는 막말 정치사의 전체적인 흐름을 염두에 두고, 〈번시〉란 〈전국정치와 자번(自藩)과의 관계를 표명한 정치방침〉이라고 정의했다. 일본의 정치질서가 붕괴하는 가운데 각 번 내에서 정쟁이 발생하자 번정부는 이를 수습하고 단결성을 높이려는 목적으로 자번의 정치적 역량을 고려하여 전국정치의 바람직한 모습을 설정해 가신들에게 제시했다. 실제로 막말기에 다수의 번에서 〈번시〉가 제정되었다.

본고의 제 1장에서는 히고의 정치상황을 번정부와 근왕당의 대립 관계를 중심으로 분석했다. 근왕당이 번정부에 제출한 건백서에는 근왕운동의 당위성과 군사 동원 등 번 차원의 참여를 요구하는 내용이 담겨져 있었다. 이는 번정부에 정치적 압력을 가하기에 충분했고, 번정부로 하여금 중앙정치에 대한 입장표명을 불가피하게 만들었다. 제 2장에서는 번정부가 근왕당의 정치적 요구에 어떻게 대응했는지 살펴보면, 번주 주도 하에 〈번시〉가 확정되기까지의 일련의 정치 과정을 분석했다.

본고에서 특히 강조하고자 했던 것은 분큐 2년 4월에 확정된 〈번시〉의 내용과 그것이 갖는 정치적 의미이다. 히고번정부는 〈번시〉에 ‘천조, 공의에 대한 충절(天朝公義之御忠節)’을 명시했다. 천황(조정)을 천조로 명명하여 일본의 상징적 통합의 축으로 받들고, 쇼군(막부)을 공의 즉 일본정치의 최고결정권자로 인정했다. 쇼군이 기존의 권력을 유지하는 것이 바람직하다고 규정한 것이다. 이것은 근왕당이 쇼군과 다이묘의 주종관계를 천황의 권위를 내세워 상대화한 것과 상반되는 견해였고, 여기에는 쇼군으로부터 대대로 은혜를 입고 있다는 자기인식이

투영되어 있었다. 특히 천조와 공의를 함께 충성의 대상으로 삼고 있는 점은 막말기 히고의 정치적 입장을 이해하는 데 중요한 힌트를 제공한다.

히고의 〈번시〉에 담긴 정치적 의미는 타번과의 비교를 통해 더욱 여실히 드러난다. 본고에서는 초슈의 ‘조정에 충절, 막부에 신의, 조종에 효도(朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖宗へ孝道), 인슈(因州)의 ‘황조, 막부 및 조종에 충효(皇朝幕府及祖宗へ忠孝)’를 들어 각각에 쓰인 용어와 그 함의를 고찰했다.

본고에서는 위의 논의를 토대로 향후 과제를 두 가지 제시했다.

첫째는 막말기 히고의 구체적인 정치동향을 〈번시〉와 관련지어 고찰해 나가는 것이다. 공무대립과 대외정책상의 정쟁 등 혼란하고 복잡한 중앙정국에 대응해 나가는 과정에서 〈번시〉가 어떠한 정치적 역할을 담당했는지 해명하는 작업이 필요하다.

둘째는 히고의 사례를 다른 번과 비교하는 것이다. 각 번에서 〈번시〉가 어떻게 확정되었고 그 내용은 무엇이었는지, 그것이 각각의 번이 전개한 정치운동에 어떠한 유사성과 차이점을 가져왔는지 막말유신기의 정치변혁이라는 큰 틀 안에서 분석할 필요가 있다. 특히 막부에 대한 인식의 변화가 각 번의 정치운동에 어떠한 다양성을 초래했고, 그것이 왕정복고에 어떠한 영향을 미치게 되었는지 해명하는 작업은, 해당 시기의 정치과정을 종합적으로 이해하는 실마리가 될 수 있다. 여러 번들을 폭넓게 비교, 분석해 나가는 방법을 통해 기존의 특정 번 중심의 역사상을 극복하고, 보다 다면적이고 입체적인 시각에서 막말정치사를 그려볼 수 있을 것이다.